

# 令和6年度補助事業の概要 (公益社団法人 東京湾海難防止協会)

## 1 海の安全運動の推進（海難防止事業）

(1) 令和6年度海の安全運動実施計画に基づき、5つのキャンペーンを展開した。



高等学校における安全教室（出前授業）



ミニボートに対する安全指導

(2) 海の安全運動推進連絡会議を2回開催し、第1回会議（令和6年10月開催）にキャンペーンの進捗状況を確認し、第2回会議（令和7年2月開催）に令和7年度海の安全運動実施計画を策定した。



海の安全運動推進連絡会議開催状況①



海の安全運動推進連絡会議開催状況②

(3) 令和6年度海の安全運動において貢献度が高いと判定された、千葉県教育委員会、㈱「エフエム熱海湯河原」及び下田海中水族館について、3月19日に表彰委員会を開催し、海の安全運動推進連絡会議の議長表彰を行った。

(4) 民間企業と連携した取り組み

知名度の高い民間企業のキャラクター記載の海難防止啓発グッズ（赤城乳業㈱のキャラクター「ガリガリ君」）及び期間限定のパイナップルケーキ（㈱崎陽軒）を配付して、啓発活動を実施した。

(5) 令和6年度海の安全運動の啓発活動で使用するリーフレット、グッズを作成した。



リーフレット（三つ折り）



トートバック



ポスター（年間スケジュール、霧、台風事故ゼロキャンペーン）



## 2 令和6年度 京浜港錨地（横浜区・川崎区）の利用実態の評価に関する検討会 （航行安全確保に関する事業）

- (1) 令和6年7月及び令和7年3月に、「令和6年度 京浜港錨地（横浜区・川崎区）の利用実態の評価に関する検討会」を開催し、年間を通じた京浜港錨地（横浜区・川崎区）の利用実態調査及び調査を補完する錨地の利用実態に関するアンケート調査の結果を分析するとともに、京浜港錨地（横浜区・川崎区）の課題改善（Y1 錨地の混雑緩和）及び利便性向上を確認し、報告書を取りまとめた。
- (2) 錨地リーフレットの作成  
検討結果を踏まえ、京浜港錨地（横浜区・川崎区）の錨地リーフレット（「令和5年4月一部改正」の第2版）を作成した。

京浜港錨地（横浜区・川崎区）の利用実態の評価に関する検討会

走船対策強化海域（赤枠内）

走船対策強化海域（赤枠内）

錨地の位置及び区域（括弧・線色）については、裏面をご覧ください。

大型船用錨地	KL・YL3・YL4・YL5	VLCC等以外
	YL1	VLCC等の先頭船

小・中型船用錨地	N1・N2	一般貨物船
	K2	一般貨物船・一般タンカー
	KK1・YK1	危険物積載タンカー
	KK2・YK2・YK3	危険物積載タンカー予備錨地
	N3	危険物積載タンカー・一般タンカー

その他の船用錨地	ON・N4	洋船泊船
	NR	タンククリーニング船・バンカリング船等

※「一般」とは、危険物を搭載していない船舶

注意事項及び留意事項

- 総トン数 10,000 トン以上又は全長 150m 以上の船舶は、大型船用錨地に、それ未満の船舶は、小・中型船用錨地に錨泊するよう区分して錨泊するよう区分して錨泊するようお願いします。
- Y1 錨地は混雑傾向にあり、錨泊待ちを受けた船舶が錨泊できない状況が発生しているため、錨泊場所の分散化にご協力をお願いします。
- Y1 錨地に錨泊する場合は、錨泊水域の有効活用に向けて次の点にご留意をお願いします。
  - ・ 総トン数 500 トン未満の船舶は、できる限り水深が浅い Y1 錨地の北西側の水域を利用（北西側付舟）を利用
  - ・ 総トン数 500 トン未満のタグボートなど一時的に錨地を利用する船舶は、できる限り Y1 錨地の標準的の水域（北西側付舟）を利用
- Y1 錨地に錨泊する船舶は、錨泊前に、東京海上交通センターが提供している「錨泊情報」で Y1 錨地の錨泊状況を確認して下さい。

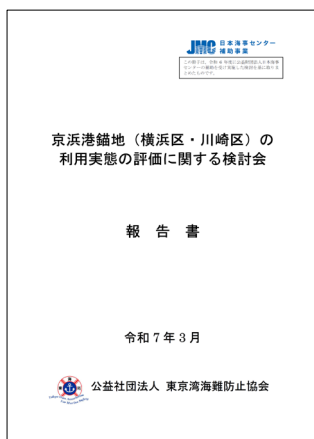
錨泊位置等情報に関する通報用紙へのリンク  
<https://www.kaifu.mlit.go.jp/03kanku/kyokohama/tuho.pdf>

走船対策強化海域（LNG パース及び南本牧はま道路周辺海域）等について  
 規則は第 39 条第 3 項・第 4 項 ※罰則あり  
 錨地：「東京ガス・JERA 南本 LNG パース」及び「南本牧はま道路」から半径 2 海里の範囲（R25.0-60.0E）

● 走船対策強化海域  
 基準：危険物が積載する予備錨地（予備錨地）：船速 20m/s 以上が予想される場合（危険物積載船）  
 船速：【船舶】① 国際 VHF 16CH 放送、船体出帆の準備、出帆の遅延が船舶の航行安全に支障を及ぼす恐れのある船舶の早急出帆及び出帆準備の遅延、要するが船速等を抑制し、出帆の遅延を防止  
 【船舶】② 出帆の遅延が船舶の航行安全に支障を及ぼす恐れのある船舶の早急出帆及び出帆準備の遅延、要するが船速等を抑制し、出帆の遅延を防止  
 【船舶】③ 出帆の遅延が船舶の航行安全に支障を及ぼす恐れのある船舶の早急出帆及び出帆準備の遅延、要するが船速等を抑制し、出帆の遅延を防止  
 【船舶】④ 出帆の遅延が船舶の航行安全に支障を及ぼす恐れのある船舶の早急出帆及び出帆準備の遅延、要するが船速等を抑制し、出帆の遅延を防止

● 錨泊自粛海域  
 基準：錨泊待ちが発生する予備錨地（予備錨地）：船速 20m/s 以上が予想される場合（危険物積載船）  
 船速：【船舶】① 出帆の遅延が船舶の航行安全に支障を及ぼす恐れのある船舶の早急出帆及び出帆準備の遅延、要するが船速等を抑制し、出帆の遅延を防止  
 【船舶】② 出帆の遅延が船舶の航行安全に支障を及ぼす恐れのある船舶の早急出帆及び出帆準備の遅延、要するが船速等を抑制し、出帆の遅延を防止  
 【船舶】③ 出帆の遅延が船舶の航行安全に支障を及ぼす恐れのある船舶の早急出帆及び出帆準備の遅延、要するが船速等を抑制し、出帆の遅延を防止  
 【船舶】④ 出帆の遅延が船舶の航行安全に支障を及ぼす恐れのある船舶の早急出帆及び出帆準備の遅延、要するが船速等を抑制し、出帆の遅延を防止

## (3) 報告書の取りまとめ (表紙)



## (目次) 抜粋

目次

1 報告書の概要	1
2 報告書の概要	1
2.1 令和6年度	1
2.2 令和7年度	1
2.3 令和8年度	1
2.4 令和9年度	1
2.5 令和10年度	1
2.6 令和11年度	1
2.7 令和12年度	1
2.8 令和13年度	1
2.9 令和14年度	1
2.10 令和15年度	1
2.11 令和16年度	1
2.12 令和17年度	1
2.13 令和18年度	1
2.14 令和19年度	1
2.15 令和20年度	1
2.16 令和21年度	1
2.17 令和22年度	1
2.18 令和23年度	1
2.19 令和24年度	1
2.20 令和25年度	1
2.21 令和26年度	1
2.22 令和27年度	1
2.23 令和28年度	1
2.24 令和29年度	1
2.25 令和30年度	1
2.26 令和31年度	1
2.27 令和32年度	1
2.28 令和33年度	1
2.29 令和34年度	1
2.30 令和35年度	1
2.31 令和36年度	1
2.32 令和37年度	1
2.33 令和38年度	1
2.34 令和39年度	1
2.35 令和40年度	1
2.36 令和41年度	1
2.37 令和42年度	1
2.38 令和43年度	1
2.39 令和44年度	1
2.40 令和45年度	1
2.41 令和46年度	1
2.42 令和47年度	1
2.43 令和48年度	1
2.44 令和49年度	1
2.45 令和50年度	1
2.46 令和51年度	1
2.47 令和52年度	1
2.48 令和53年度	1
2.49 令和54年度	1
2.50 令和55年度	1
2.51 令和56年度	1
2.52 令和57年度	1
2.53 令和58年度	1
2.54 令和59年度	1
2.55 令和60年度	1
2.56 令和61年度	1
2.57 令和62年度	1
2.58 令和63年度	1
2.59 令和64年度	1
2.60 令和65年度	1
2.61 令和66年度	1
2.62 令和67年度	1
2.63 令和68年度	1
2.64 令和69年度	1
2.65 令和70年度	1
2.66 令和71年度	1
2.67 令和72年度	1
2.68 令和73年度	1
2.69 令和74年度	1
2.70 令和75年度	1
2.71 令和76年度	1
2.72 令和77年度	1
2.73 令和78年度	1
2.74 令和79年度	1
2.75 令和80年度	1
2.76 令和81年度	1
2.77 令和82年度	1
2.78 令和83年度	1
2.79 令和84年度	1
2.80 令和85年度	1
2.81 令和86年度	1
2.82 令和87年度	1
2.83 令和88年度	1
2.84 令和89年度	1
2.85 令和90年度	1
2.86 令和91年度	1
2.87 令和92年度	1
2.88 令和93年度	1
2.89 令和94年度	1
2.90 令和95年度	1
2.91 令和96年度	1
2.92 令和97年度	1
2.93 令和98年度	1
2.94 令和99年度	1
2.95 令和100年度	1